

「神奈川県迷惑行為防止条例」の一部が変わります！

令和6年12月、県議会第3回定例会本会議において、「神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例」が可決・公布され、令和7年5月1日に施行されます。

客引き、誘引、客待ち 規制内容の拡充

改正概要は以下のとおりです。

第9条（不当な客引き行為等の禁止等）

● 誘引、客待ち行為に対する規制の強化

誘引、客待ち行為に対し、警察官による中止命令を新設。



キャバクラ
どうですか？

通行人に声を掛ける等
の誘引は禁止！
（警察官による中止命令）



お客になりそうな人、
来たら声かけよう。

複数人で、
たむろする等の
客待ちは禁止！
（警察官による中止命令）

● 売春類似行為目的による 客引き等の規制対象の拡大

客引き、客待ち行為に加え、
誘引行為を規制対象に追加。
（罰則あり）



アソビマセンカ？

行為者の性別に関係なく
規制の対象！

● 居酒屋やカラオケ店等 の客引き等の規制

居酒屋やカラオケ店等による路
上等での客引き、誘引、客待ち
行為を規制。（罰則なし）



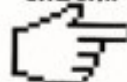
飲み放題
やってます！

酒類提供飲食店（居酒屋や
スナック等）とカラオケ店
が規制の対象！

条文等詳細は、県警のホームページをご覧ください。

（県警ホームページTop＞ 暮らしの安全情報 ＞
神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例の概要について）
【担当 生活安全部生活保安課】

CHECK!!



詳細はこちらから

